

# 社会福祉法人愛護会 障がい者援護事業部会 及び障がい者地域生活援助事業部会 倫理綱領

平成14年12月28日制定

平成24年2月 一部改定

平成25年3月 一部改定

## 前文

社会福祉法人愛護会の職員は、法人の信条である「たった一人しかない自分を、たった一度しかない人生を、本当に生かさなかったら、人間生れた甲斐がないじゃないか（路傍の石）」の一節をふまえ、利用者に対して、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を送ることができるように支援することが私たちの責務です。

私たちは、利用者を支援していく専門職として、自身の意識改革を持ってその役割と責務を自覚し、ここに倫理綱領を定め私たちの規範とし、最善の支援サービスの提供に努めます。

### 1. 生命の尊厳

私たちは、利用者の、一人ひとりかけがえのない存在として大切にします。

### 2. 個人の尊重

私たちは、利用者の、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

### 3. 人権の擁護

私たちは、利用者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

### 4. 社会への参加

私たちは、利用者が、年齢、障がいの状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

### 5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。